

## 服装規定

- 1 服装は清潔・端正であること。
- 2 通学の際は制服を着用し、くつ又はズック履きとする。(ズッパ履きは厳禁)やむを得ず異装をする場合は、許可を受けること。
- 3 原則として10月1日より翌年5月31日までは冬服を、6月1日より9月30日までは夏服を着用する。合服については指示する。
- 4 男子服装
  - (1) 制服は本校指定の黒色詰り学生服とし、変形したものは着用を禁止する。ボタンも本校指定のものを用い、そで口・えりのホックはとめること。ズボンも本校指定のものとし、変形したものは着用を禁止する。ベルト(黒・紺・茶色)を使用し、華美なものは使用しないこと。
  - (2) 夏服は本校指定のポロシャツを着用すること。アンダーシャツは華美ではない単色とする。
  - (3) 制服の下に着用するカッターシャツ・スポーツシャツ・セーター・アンダーシャツなどは、原色や派手な柄物をさけること。(但し、暑くて制服を脱ぐ時は、本校指定のポロシャツとする。) くつ下は白、黒、濃紺、灰色の無地とする。
  - (4) 頭髪は、耳や上着のえりにかぶさらない程度に、前髪は目にかからない程度に整髪すること。人工ウェーブは禁止する。もみ上げを長くしたり、髭を伸ばしたり、額やまゆのそり込み、ツブロック等の特殊な髪型・毛染・脱色はしないこと。また、ワックスなどの整髪料を使用しないこと。
- 5 女子服装
  - (1) 冬服・合服・夏服は本校指定の物を着用し、勝手に変形しないこと。スカート丈はひざ小僧程度とする。スラックスを着用する際は、ベルト(黒・紺・茶色)を使用し、華美なものは使用しないこと。
  - (2) 冬服は、本校指定のブラウスを着用する。ボタンは全部とめ、そでは伸ばして着用すること。
  - (3) 合服は、本校指定のセーラー服と、本校指定のカーディガンを着用すること。
  - (4) 夏服は本校指定のセーラー服を着用すること。アンダーシャツは華美ではない単色とする。
  - (5) ストッキングの色はベージュ又は黒とし、くつ下は白、黒、濃紺、灰色の無地とする。但しストッキングを着用しているときは、くつ下の着用は自由であ

る。

- (6) 頭髪は目にかからない程度に整髪すること。人工ウェーブは禁止する。またツブブロック等の特殊なカット・毛染・脱色・まゆのそり込み・つけ毛（エクステンション）はしないこと。また、ワックスなどの整髪料を使用しないこと。

## 6 男女共通事項

- (1) 校章・科章・学年章を取りつける。
- (2) コート類は華美な色やデザインのもの避け、羽織る物（前開き）であること。（かぶる物は禁止）。革ジャンパーの類は認めない。また、校内でコート類を着て歩くことを禁止する。
- (3) マフラー・手袋などは華美なものを使用しないこと。
- (4) くつは華美なものはさけ、スポーツシューズでもよい。
- (5) 校舎内では、本校指定の学年色の内履スリッパを使用する。また体育・実習では別に定めるズック・靴を使用する。
- (6) 体育・実習の服装は本校指定のものを着用する。
- (7) 指輪・ネックレス・イヤリング・ヘアバンド・ピアスなどの装身具を使用しないこと。カラーコンタクトの使用は禁止する。また、化粧品等の校内への持ち込み、使用もしないこと。

## 7 その他

前記「生徒心得」「服装規定」に反する行動が発覚した場合には、懲戒の対象となるので注意すること。又、違反對象物品を一定期間預かることもあるので注意すること。